

# 北越急行株式会社経営改善検討調査業務委託仕様書

## 1 業務名

北越急行株式会社経営改善検討調査業務

## 2 契約期間

契約締結日から令和9年2月15日（月）まで

## 3 業務の目的

北越急行株式会社は、平成27年の北陸新幹線金沢開業に伴う特急はくたかの廃止により約9割の収入減となり、沿線地域の人口減少も重なり赤字経営が続いている。それまでの利益による内部留保で経営を支えているが、それも現時点の試算では令和13年度頃には枯渇する見込みである。

このような中、同社は、将来の北越急行のあり方の検討、ほくほく線の抜本的な経営改善策、えちごトキめき鉄道との業務連携・ノウハウ共有などによる業務効率化等に取り組むこととしている。

本業務は、同社の抜本的な経営改善に向けて、増収策やコスト削減策に加え、持続可能な経営形態など、あらゆる可能性を含めて検討することを目的とする。

## 4 業務の内容

### <全体構成>

業務	内容
(1) 北越急行の基礎的経営環境の現状把握	①簡易デューデリジェンス（DD） ②同社を取り巻く経営環境の整理 ③経営改善に向けた主要論点の整理
(2) 増収策・コスト削減策の検討	①増収策の具体的・定量的な検討と課題整理 ②コスト削減策の具体的・定量的な検討と課題整理
(3) 持続的な経営形態の提案	①抜本的な経営改善策として想定される手法の調査分析 ②有力と思われる手法の詳細な調査分析
(4) 成果物作成・検討会議の運営支援	①検討会議に活用する資料作成及び運営支援 ②中間報告書・最終報告書の作成

### (1) 北越急行の基礎的経営環境の現状把握の実施

#### ① 簡易デューデリジェンス（DD）

- ・財務状況の概要
- ・利用状況、輸送力・運行ダイヤの概要
- ・設備・資産の状況・規格等、保守点検・安全管理、設備更新計画

- ・業務ごとの人員数・人員配置
- ・IT／データの現状
- ・他の交通事業者や他業種との連携施策等、過去の経営改善施策の状況 等

② 同社を取り巻く経営環境の整理

沿線地域の人口動態、学校・病院の統廃合、高規格道路整備、社会情勢、制度改正等、同社の経営に影響を及ぼす外部環境の整理

※必要に応じ、クロスセクター分析による代替行政コストの試算も検討

③ 経営改善に向けた主要論点の整理

上記①及び②を踏まえた、同社の経営上の課題、短期的・中長期的なリスク要因等の分析による経営改善に向けた主要論点の整理

**(2) 増収策・コスト削減策の検討**

① 増収策の具体的・定量的な検討と課題整理

- ・輸送収入の拡大
- ・観光・イベント事業等による付加価値創出
- ・内部留保の資金運用
- ・沿線自治体連携
- ・デジタル技術の活用 等

② コスト削減策の具体的・定量的な検討と課題整理

- ・鉄道施設・設備のスリム化
  - ・業務効率化
  - ・組織体制の見直し
  - ・委託内容の適正化
  - ・デジタル技術の活用 等
- ※安全性及びサービス水準の確保に十分留意すること。
- ※短期的な効果と中長期的な効果を整理すること。

**(3) 持続的な経営形態の提案**

① 抜本的な経営改善策として想定される手法の定性的・定量的調査分析

- ・上下分離
- ・バス転換（全区間または一部区間）
- ・赤字補填型の行政支援
- ・えちごトキめき鉄道との更なる連携強化 等

② 有力と考えられる手法（※）の詳細な調査分析

上記①で整理した各経営形態について、収支の安定性、事業継続性、リスク要因、安全性およびサービス水準への影響等の観点から比較・評価し、有力と思われる手法を詳細に調査分析

※調査を実施するなかで、県と協議の上で決定

**(4) 成果物作成・検討会議の運営支援**

① 検討会議に活用する資料作成及び運営支援

② 中間報告書・最終報告書の作成・説明

・中間報告は、令和8年9月を想定。その時点の業務の進捗状況をまとめ、共有する場を設けること。

## 5 調査方法

### (1) 実施計画書の策定

業務の実施にあたり、調査内容・方法・実施体制を記載した実施計画書を策定すること。

### (2) ヒアリングの実施

業務を実施するにあたり、北越急行株式会社に綿密なヒアリングを実施すること。また、必要に応じて、他の交通事業者や関係団体・機関等についてもヒアリングを実施すること。

### (3) 県との定期的な打ち合わせ等

業務を実施するにあたり、随時、県と協議するほか、定期的な打ち合わせを実施すること（Web会議を含む）。

## 6 成果物（報告書）の提出

電子データ（PDF形式及びWord等の編集可能な形式）を令和9年2月15日（月）までに委託者に提出すること。

## 7 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、本仕様書及び企画提案書に従い実施するものとし、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。
- (2) 受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、委託者と協議のうえ、仕様書変更の承認を得ること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者及び受託者双方で協議の上、決定するものとする。

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

#### (指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

#### (事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 「甲」は新潟県を、「乙」は受託者を指す。